

# 介護保険

## 65歳以上の人の保険料が変わります

介護保険は、加入者が保険料を出し合い、介護を社会全体で支え合う制度です。

介護保険料は3年ごとに見直すことになっており、本市も平成24年度からの保険料を見直します。この保険料は、要介護等認定者への介護サービスなどの提供のほか、要支援・要介護状態になるおそれがある高齢者の介護予防の取り組みに使われるなど、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための貴重な財源となります。

65歳以上の人の平成24年度からの保険料は、本市で必要な介護サービス費用をまかなうために算定された基準額をもとに、所得などに応じて右表のとおり6段階に区分されています。

なお、要介護認定者の増加により、介護サービスの費用が増加することが見込まれるため、基準額が月額4,000円から4,900円に変更になりました。

### ◆65歳以上の人の平成24年度からの介護保険料

段階	対象者	計算方法	介護保険料月額(年額)
第1段階	○老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 ○生活保護の受給者	基準額 × 0.5	2,450円 (29,400円)
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額 × 0.75	3,675円 (44,100円)
第4段階	○本人が住民税非課税で、世帯内に住民税を課税されている人がおり、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.8	3,920円 (47,040円)
	○本人が住民税非課税で、世帯内に住民税を課税されている人がおり、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額	4,900円 (58,800円)
第5段階	○本人が住民税を課税され、前年の合計所得金額が190万円未満の人	基準額 × 1.25	6,125円 (73,500円)
第6段階	○本人が住民税を課税され、前年の合計所得金額が190万円以上の人	基準額 × 1.5	7,350円 (88,200円)

### ◆基準額の計算式

$$\text{基準額} = \frac{\text{本市の介護サービスに必要な費用のうち、65歳以上の人が保険料で負担する分}}{\text{本市の65歳以上の人の数}}$$

## 保険料の納付方法

介護保険料を納める方法は、本人の年金受給額などによって、次の2通りに分けられます。

### ①年金からの差し引き(特別徴収)

2カ月ごとに支払われる年金から、2カ月相当分の保険料が差し引かれます(4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月)。

●対象=老齢(退職)・遺族・障害年金の受給年額が18万円以上の人。なお、老齢福祉年金な

どの年金のみを受給している人は対象となりません。

### ②納付書や口座振替による納付(普通徴収)

9期に分けて、納付書や口座振替で納めることとなります(6月～翌年2月)。

●対象=老齢(退職)・遺族・障害年金の受給年額が18万円未満の人。また、年度途中に65歳になった人や他の市区町村から転入した人など。

【問い合わせ先】本庁・高齢者支援課 ☎1111内線1192



# 健やか生きいきプラン

(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)を策定

市では、高齢者の保健福祉施策を総合的に展開し、介護保険の円滑な運営を図るため、高齢者の保健福祉全般にわたる計画として「健やか生きいきプラン」を策定しています。

今回、平成24年度から同26年度までを計画期間とする同プランを策定しましたので、概要をお知らせします。

なお、この計画は本庁・高齢者支援課または牛深支所・市民福祉課、その他の支所担当課で閲覧できます。



## 基本目標

- ①心身ともに健康である … 生活習慣病・がんなどの予防や健康づくりの継続
- ②生きがいがある … 自己実現や社会参加につながる自立した生活の確保と継続
- ③病気や障がいがあっても安心して自立した生活ができる  
…身近な地域でのサービスの包括的・効果的な提供
- ④地域の助け合いがある … 市民・地域の連携強化

## 重点施策

- 高齢者の住居にかかる施策との連携
- 医療との連携
- 認知症高齢者支援策の充実
- 生活支援サービスの充実

## 各分野ごとの施策

### ●地域包括ケアシステムの

### 構築に向けた取り組み

地域包括支援センターの機能強化を図り、民生委員やボランティアなどによる、地域での見守り・支援体制の構築を旨とします。また、住宅のバリアフリー化を進めるとともに、多様な高齢者向け住宅について検討を進めます。

### ●介護予防の推進

市民への予防活動の必要性の啓発や、要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者の介護予防の充実を図ります。

### ●高齢者福祉の推進

高齢者が自宅での生活が可能となるように、配食サービスや緊急通報システムなどの生活支援サービスを推進します。また、家族介護者交流事業や寝たきり老人等介護者手当の支給などにより、介護者の支援を図ります。

### ●認知症高齢者支援策の充実

認知症の予防と早期発見を旨として、認知症サポーター養成講座などにより、認知症の正しい知識の普及・啓発と見守り体制の充実を図ります。

### ●健康づくりと社会参加の推進

高齢者の健康づくりを推進するとともに、若いときからの健康な生活習慣の普及・啓発を図ります。また、老人クラブ活動やシルバー人材センターなどの活用により、社会参加の推進と就労の促進を図ります。

### ●介護保険による高齢者支援の推進

介護サービスの充実を図り、質の高い介護サービスの提供を旨とします。また、低所得者や生活困窮者に対し、保険料や利用者負担の軽減を図ります。



【問い合わせ先】本庁・高齢者支援課 ☎1111内線1192